

教職員の皆さんへ「体罰の根絶に向けて」

(必ずお読みください)

教職員の皆さんには、日頃から学校などそれぞれの教育現場において、児童生徒の教育に献身的に取り組んでいただいていることに深く感謝申し上げます。

さて、教育委員会では、11月29日付けで、綱紀の肅正等について各所属に通知し、飲酒運転などの非違行為の防止を呼びかけたところです。しかしながら、とりわけ体罰の防止については、これまでも様々な機会を捉えて訴えてきたにもかかわらず、体罰を原因とする懲戒処分が昨年度3件、今年度もすでに4件発生しております。

教育は、教職員が子どもを愛し、愛され、学校が信頼されてこそ成り立つものです。体罰は、児童生徒や保護者をはじめ社会からも、学校や教職員に対する信頼を著しく損なうだけでなく、児童生徒の心身を傷つけ、暴力を肯定する気持ちやいじめを容認することにもつながります。

児童生徒に体罰を加えることは、いかなる理由があっても絶対行ってはならない行為です。教育上の指導と体罰は全く異なるものであることは十分ご承知のことと思います。

また、体罰による懲戒処分は、免職をはじめ停職、減給など、その後の教職員生活にも重大な影響を及ぼすことを忘れないでください。

皆さん、日々の授業や部活動、校内外の諸活動、生徒指導時など、あらゆる場面を思い返し、児童生徒の人権を侵害するような行為はないか、自身や同僚などの行動を是非顧みてください。

今回、体罰の事例についてその原因や対処法の一例を示しましたので、これをよく読んでいただき、機を捉えて自身の行動を振り返り、教職員としての誇りを新たにし、決して体罰を行わないことを誓ってください。

また、体罰について心当たりのある方や、自分の指導力やコミュニケーション能力に不安を感じる方は、すぐに校長、教頭に相談していただくか、総合教育センターで実施している該当研修を是非受講してください。

そして、未来を担う子どもたちの健全育成のために、これからも日々の教育活動に情熱を持って臨まれることを心から期待しております。

平成23年12月

長野県教育委員会教育長 山口 利幸

1 体罰を原因とする懲戒処分

(1) 事例別の懲戒処分の状況 (H19～H23)

平成23年12月15日現在

年度	授業中	部活動	校内外の諸活動	生徒指導	計
19				1	1
20	1				1
21					
22		1	1	1	3
23	1	2		1	4
計	2	3	1	3	9

学校活動において、様々な場面で体罰が発生しています。

(2) 懲戒処分等の指針 (抜粋)

児童生徒に対する非違行為関係の標準例

項目	行為等の態様	標準量定
体罰	(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は心身に重篤な傷害を負わせた職員	免職又は停職
	(2) 体罰により児童生徒の心身に障害を負わせた職員	停職又は減給
	(3) 体罰を常習的に行っていた職員、又は態様が特に悪質な体罰を行った職員	停職、減給 又は戒告
	(4) 児童生徒に体罰を行った職員(被害のない体罰で情状酌量が相当と認められる場合を除く)	減給又は戒告

注 「体罰」には、暴言も含む。

体罰による懲戒処分は教職員自身のみならず教育全体への信頼をなくすことはもとより、その後の教職員生活にも重大な影響を及ぼします。

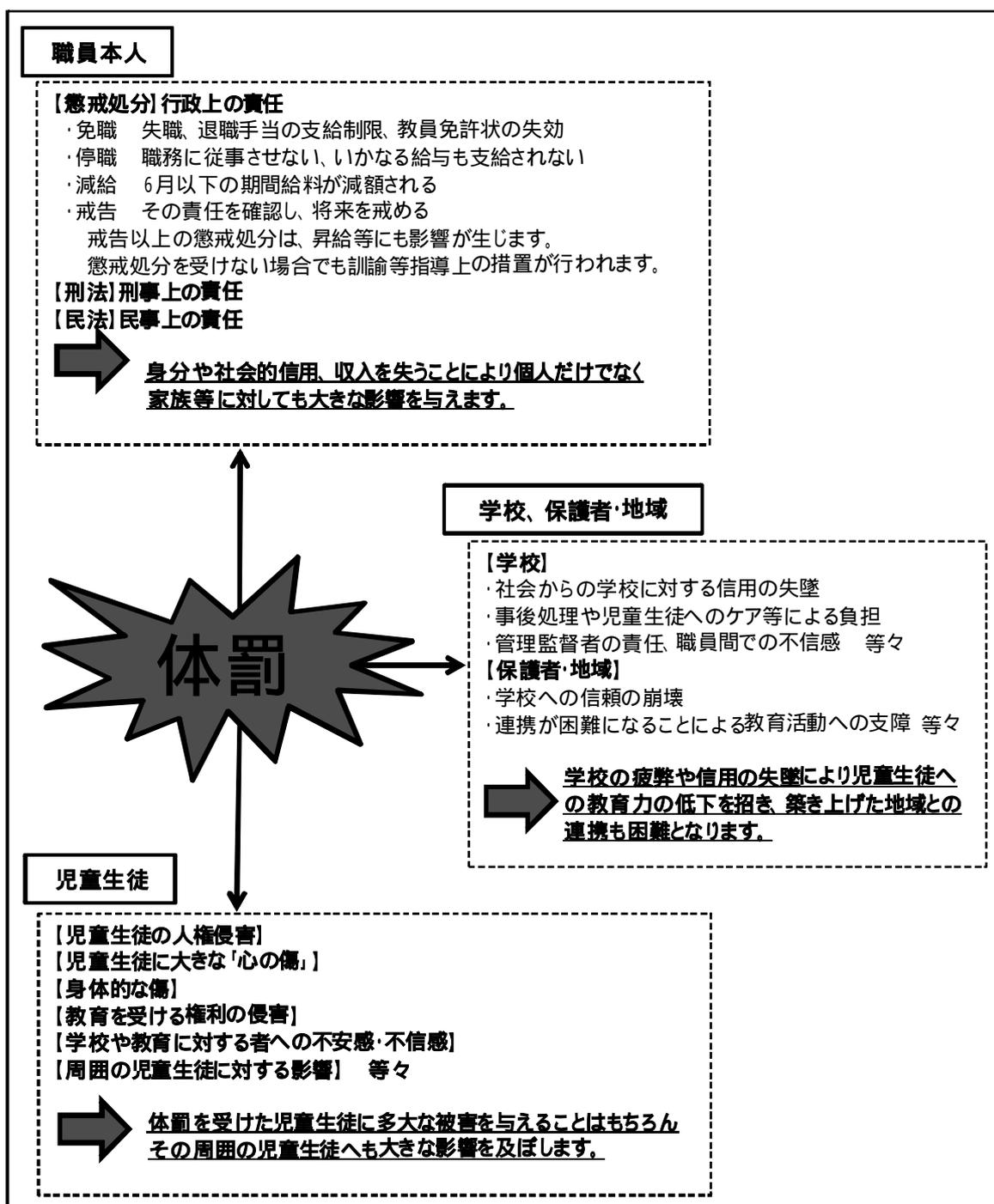
教育委員会における懲戒処分状況については次のURLから確認できます。
(長野県公式ホームページ)

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/kyousoumu/syobun.pdf>

(3) 体罰による懲戒処分を含めた様々な影響

体罰は地方公務員法に基づく懲戒処分の対象となることはもとより、学校教育法においても禁止されている等、絶対にあってはならない行為です。
また、その行為により教職員自身や周囲に対し、大きな影響を与えるものです。

(影響例)



2 事例別の体罰の原因とその対処例

体罰について、様々な場面における事例を参考に、その原因と対処の仕方について考えてみましょう。

(1) 授業中における体罰

【事例1】

学年主任のA教諭は、授業を妨害したり、何度言っても指導に従わない児童生徒に対し、言葉で注意しても改まらないため、げんこつをするなどの体罰を繰り返し行い指示に従わせようとした。また、このことを校長、教頭等に報告、連絡、相談をしていなかった。

処分内容：減給

原因として考えられること

A教諭は、自らの責任感から学級の状況を校長や教頭、同僚等に相談できず、一人で悩みを抱えてしまった。

校長、教頭、同僚等は、A教諭の指導を信頼し、当該学級の状況を十分把握しておらず、学校としてのサポート体制が足りなかった。

特別な支援や指導が必要な児童生徒に対する有効な対処法がとれずにいた。

家庭との連絡体制が不十分であった。



対処の一例

管理職のマネジメント力を高め、個々の先生方の学級経営等の悩みや課題が職員の中で気軽に語られ、コミュニケーションをとりやすくし、必要に応じた支援体制を整えましょう。

特別な支援や指導が必要な児童生徒は、どの学級でも見受けられます。その子の実態に応じた対処法について研修を積みましょう。

例えば・・・

特別支援コーディネーターが中心となり、教室環境（教室の前面の掲示物の精選など）や授業中の発問の仕方や活動の指示の仕方（授業のユニバーサルデザイン化）など、どの子にとってもわかりやすい授業や生活しやすい教室環境について具体的に学ぶ機会づくり

地域の障害者支援団体などと連携した児童生徒への対応

「発達障害支援力アップ出前研修」や有識者等の外部講師を招いた障害の特性に応じた接し方等に関する研修会の定期的な実施

校長、教頭は課題のある児童生徒について常にその状況を把握し、過去において課題のあった児童生徒についても毎年度、一人ひとりの状況について必ず確認をとりましょう。

課題のある児童生徒の保護者等と十分に連絡をとり、連携した体制づくりに努めましょう。

【事例2】

B教諭は特別支援学校の学級担任をしており、多様な障害がある児童生徒を受け持っていた。

ある日の授業中、突然児童生徒のうちの1人が不安定な状況となり、B教諭の肩を突き飛ばしたため、反射的に児童生徒の頭部を平手で叩き返した。

処分内容：訓諭

原因として考えられること

児童生徒の障害特性を十分に理解することができていなかった。

例えば、自閉症の児童生徒はその認知の特性により、なんらかの強いこだわりや特定の音や光などの刺激に過敏に反応してしまうこと等が要因となり、急に不安定になることがある。

児童生徒の観察や学習環境の調整が不十分であった。

保護者からの支援情報の引き継ぎが不十分であった。



対処の一例

特別支援学校の教員に求められる専門性は多岐に及ぶため、専門性向上のため、早期から研修を受講しましょう。

児童生徒の障害特性を理解し、個々に寄り添った支援にあたりましょう。

児童生徒の情報共有を図るため、日頃から保護者、同僚との語り合いや情報交換に努めましょう。

障害のある児童生徒をよく理解するためには、多くの観点から情報を把握し、その子の「よさ」に着目することが必要です。

パニックは、その前兆をつかみ、学習環境を調整することで、発生の予防や予見した対応ができます。

常に自分の「人権感覚」を問い返す場を持ちましょう。

障害のある児童生徒は、「暴力」を受けていることを訴えられないことが多いため、職員朝会、職員会議、部会で繰り返し「人権感覚」に係る学習や校長からの講話を行うことなどが必要です。

(2)部活動における体罰

【事例3】

C教諭は、日頃から運動部の顧問として熱心に取り組んでおり、自分の指導力に自信を持っていた。

ある日C教諭は、県大会の予選である試合中、部員を勝たせてあげたいあまり、怠慢なプレーを見せた部員に対し、指導のつもりで厳しく叱責した後に手のひらで頬を叩いた。また、過去にも部員への体罰を行っていたことがわかった。

処分内容：減給

原因として考えられること

試合に勝たせたい思いから、冷静さを欠いてしまった。

C教諭は、自らが部員から信頼されていると過信していたため、強引な指導を行っても理解を得られると思っていた。

部員の気持ちを理解するゆとりもないまま、一方的な思い込みで自分の感情を自制できなくなり衝動的に体罰に及んでしまった。

部を強くするために、体罰は必要であり許されるものと思い込んでいた。



対処の一例

試合に勝つことがすべてではないことを常に意識し、冷静な指導を行いましょう。

部活動は児童生徒の人格形成の場であることを認識し、部員との信頼関係があれば多少の体罰は許されるという考えを改め、児童生徒の声に耳を傾け、児童生徒の気持ちに添った指導を行いましょう。

一時的に感情の自制ができない状況になったとしても、体罰によらない指導を日頃から心がけましょう。

恫喝や命令による指導ではなく、児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒一人ひとりの判断力を高め、競争力を高められる指導者としての力量を向上させましょう。

(3)校内外の諸活動における体罰

【事例4】

D教諭は、学年行事で、行事を成功しようとするあまり、児童生徒がきまりを破ったことを指導する目的で、周りに職員がいる中で乱暴な言葉を浴びせながら頬を叩くなどの体罰を行い、児童生徒に怪我を負わせた。また、過去にも複数回、児童生徒への指導の目的で頬を叩く等の体罰を行った。

処分内容：停職

原因として考えられること

学年行事においても、児童生徒の指導には複数の教員で対応するという基本的事項の徹底を欠いていた。また、周囲の教員もD教諭の行動を制止できなかった。

D教諭は、児童生徒に対して粘り強く説諭するという方法をとらず、強い言葉や暴力で反省を促すという誤った行動をとった。

校内の報告・連絡体制が機能しておらず、体罰について上司への報告がされなかったため、再び体罰を発生させるという深刻な事態を招いた。



対処の一例

複数で指導に当たる、児童生徒の気持ちをしっかり聞くなどの生徒指導の基本を忘れないようにしましょう。

体罰を伴う厳しい指導を行うことが児童生徒への責任を果たすことではありません。体罰は決して許されないことを常に自覚しましょう。

児童生徒への指導については、同僚等と共通認識を持ち、同一歩調で当たるなど、連携をとって対応しましょう。

(4) 生徒指導における体罰

【事例5】

E教諭が担当する授業には、日頃から反抗的な態度をとる児童生徒がいる。ある日の授業中、その児童生徒があまりに不真面目な態度で授業を受けていたためE教諭が厳しく注意したところ、普段以上に反抗的な態度をとったため、大声で怒鳴り、手を出し、怪我を負わせてしまった。

処分内容：減給

原因として考えられること

威圧的な態度や大声で怒鳴るなどの生徒指導が身についてしまっていた。児童生徒の予想以上の反応に慌ててしまった。

反抗的な態度をやめさせようとするあまり、冷静さを欠いてしまった。

心のどこかに体罰は教育的にも有効であるという「愛の鞭」としての肯定的な考え方があった。



対処の一例

威圧的な態度などによる指導の問題点について、普段から意識しましょう。

常に冷静かつ客観的な視点を持って、児童生徒を指導するよう心がけましょう。

児童生徒が自己抑制できない状況の場合、まずは児童生徒を落ち着かせ、少しずつコントロールできる状態にしましょう。

普段から児童生徒とのコミュニケーションを取るよう心がけましょう。

(5)まとめ ~体罰の根絶に向けて~

事例ごとに体罰防止に向けた対処の方法について考えてきましたが、どの事例にも共通するポイントを以下のとおりまとめました。

- ア 管理職のマネジメント力を高めることや職員間の連携を深めることにより、学校全体として体罰防止に向けた取組を行うとともに、家庭を含めた児童生徒への支援体制を整備しましょう。
- イ 発達障害等や指導の困難な児童生徒に対して、学校全体での情報の共有や個々の特性に応じた指導方法の研修など、児童生徒に寄り添った指導について常に意識を持ちましょう。
- ウ 児童生徒への指導にあたっては、冷静かつ客観的な視点で行い、まず児童生徒の気持ちを理解することを第一に考えましょう。
- エ 児童生徒との信頼関係や自己の指導力に過信せず、個々の場面に応じた指導に心掛けましょう。
- オ 最も大切なことは「体罰は決して許されない」と深く認識することです。自分の決意を具体的に文書にしてみるなど、根絶に向けて取り組みましょう。

3 「体罰防止」関連の研修について

教育委員会では次のとおり「体罰防止」関連の研修を実施しています。

研修名	対象者	研修の方法	研修項目	実施時期
生徒指導研修	希望者	総合教育センター (希望研修)	トラブルを防ぎ、円滑な生徒指導を目指して	7月
教育課題別研修			長野県の人権教育の現状と課題	8月
校長研修	校長	総合教育センター 等	コンプライアンス全般	9月等
新任校長研修 新任教頭研修	新任校長 新任教頭		〃	5月
義務新規採用 候補者事前研修	新規採用者	総合教育センター (希望研修)	教育公務員のスタートに 当たって ～コンプライアンスと危機管理～	3月
義務 初任者研修		教育事務所 (悉皆研修)	教員の勤務・サービスと公務員のあり方	4月
		各学校 (校内研修)	生徒指導・進路指導(キャリア教育) シラバスをもとにした 一般指導に係る研修	1学期又は2学期
高校 初任者研修 (教職基礎研修)	新規採用者	総合教育センター (悉皆研修)	教育公務員としてのサービスの基本	4月
高校 初任者研修 (冬期宿泊研修)			「クラブ活動における事故防止」	9月
			(研修項目未定)	1月
5年経験者研修	経験年数5年目の教員		共通必修研修	10月
10年経験者研修	経験年数10年目の教員		共通必修研修	6月

学校人権教育研修	各学校の人権教育担当 教員	心の支援室主催研修	学校人権教育の推進 ～人権教育推進プランの 活用～	5・6月
生徒指導専門研修	長期研修者 (7名)	総合教育センター	生徒指導の研修講座の受講 生徒指導に係る自己課題 研修	4～9月